

## 働き方改革に取り組む企業への新たな支援策

女性の就業支援と  
企業の人材不足解消●時間や場所にとらわれない柔軟な働き方  
「在宅ワークの推進」

## 【事業の目的】

子育てや介護等の家庭の事情により外で働くことが困難な女性に対し、柔軟で多様な働き方が可能な在宅ワークに関する支援を行う。また、企業へ在宅ワークの活用を促し、企業の人材不足の解消を図る。

## 【事業内容】

- 在宅ワーク啓発セミナー
    - ・企業向け(1回)、就業希望者向け(2回)
  - 在宅ワーカー養成講座
    - ・専門技術の習得
- 1コース 週1回×3か月を2コース実施

※在宅ワークとは  
情報機器を活用し、請負契約に  
基づきサービスの提供を行う  
在宅での就労のこと



## 補助金の優先採択

●商工労働部が所管する補助金の一部の  
採択基準(※)に「働き方改革への取組」を  
追加し加点

## 【加点対象】

- ・おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良  
企業表彰受賞  
(H28年度創設、4社)
- ・くるみん認定及びプラチナくるみん認定  
(くるみん22社、プラチナくるみん1社)
- ・しごと子育てサポート企業認証  
(認証企業968社:H29年3月末現在)

※詳細は各補助金の募集要綱等をご確認ください

## 融資制度の優遇

●地域産業振興資金(働き方改革等推進  
特別融資)の新設

## 【融資対象者】

- ・雇用及び労働環境等の「働き方改革」関連  
や、各事業分野での優れた実績・取組等に  
関連して、表彰・認定等を受けた方。

## 【表彰・認定等の名称(抜粋)】(※)

- ・えるぼし認定(厚生労働省)
- ・くるみん認定(厚生労働省)
- ・ユースエール認定(厚生労働省)
- ・おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良  
企業表彰(県)

※詳細は「H29年度版 融資制度のご案内」  
をご確認ください